

資料②：南城市地域公共交通会議について

平成 28 年 8 月

南 城 市

1 地域公共交通会議の概要

- 今年度は、「地域公共交通網形成計画」（内容は資料③で説明）の策定を主な目的に、地域公共交通会議を開催することから、本協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」にもとづく“法定協議会”に位置づけます。
- 法定協議会とすることで、すべての公共交通機関が検討対象となり、また、会議については参加応諾義務、会議結果の尊重義務が生じます。

	法定協議会	地域公共交通会議	地域協議会	運営協議会
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	道路運送法施行規則(第9条の3)	道路運送法施行規則(第15条の4第2項)	道路運送法施行規則(第51条の8)
主宰者	地方公共団体(市町村(複数可)又は都道府県)	地方公共団体(市町村(複数可)又は都道府県)	都道府県	地方公共団体(市町村(複数可)又は都道府県)
目的	・地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施 ・地域の交通計画を策定(任意)	・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について審議 ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の策定	・過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項の協議
対象となる交通モード	多様な交通モード	バス・タクシー(乗合)、自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)	バス・タクシー(乗合) ※路線定期運行のみ	自家用有償旅客運送(NPO等による交通空白地有償運送及び福祉有償運送)
構成員	・地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】 ・路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第49条第1号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、道路管理者及び都道府県警察 ・学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	・地域協議会を主宰する都道府県知事又はその指名する職員 ・関係市町村及び関係地方運輸局長又はその指名する職員 ・関係する一般旅客自動車運送事業者	・運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等 【必要に応じて以下の構成員を含めることができる】 ・学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者

今年度の位置づけ 昨年度の位置づけ

2 南城市地域公共交通会議

2.1 これまでの検討内容

- 南城市地域公共交通会議は、平成 25 年度から「おでかけなんじい」実証運行計画の策定、実証運行の評価等を目的に開催されてきました。
- 平成 27 年度は運行計画の見直しや、平成 28 年度からの本格運行時の運行計画を策定するとともに、「おでかけなんじい」の継続的な運行及び改善を図るため、「南城市生活交通確保維持改善計画」を策定しました。

表 1.南城市地域公共交通会議の開催状況

年度	回数	開催日時	主な議題
平成 25 年度	第 1 回	H25.11.12 (火) 14:00~16:00	●平成 24 年度調査結果の報告 ●平成 25 年度デマンドバス実証運行計画について
	第 2 回	H26.2.6 (木) 14:00~16:00	●H25 年度実証運行について(現在の利用状況中間報告、実証運行計画の見直し、調査計画、本格運行に向けた体制)
	第 3 回	H26.3.19 (木) 16:30~18:15	●H25 年度実証運行について ●平成 26 年度の進め方について
平成 26 年度	第 1 回	H26.5.21 (水) 14:00~16:00	●平成 26 年度の進め方について(有償実験計画の素案、有償実験の公募)
	第 2 回	H26.10.31 (金) 14:00~16:00	●無償実験の実施状況報告および評価について ●運行委託公募の実施状況報告
	第 3 回	H27.3.5 (木) 10:00~12:00	●実証実験の実施状況、および利用状況(中間報告) ●平成 27 年度の有償実験事業の進め方(案)
平成 27 年度	第 1 回	H27.6.30 (火) 14:00~16:00	●平成 27 年度の進め方について(スケジュール、運営体制、調査及び広報計画、今年度以降の検討課題)
	第 2 回	H27.11.4 (水) 14:00~16:00	●平成 27 年度上半期の運行状況、利用状況の報告 ●平成 27 年度上半期の実証運行の評価と今後の対応について ●平成 27 年度後半の運行計画(案)
	第 3 回	H27.12.24 (木) 15:00~17:00	●10~11 月の運行状況、利用状況の報告 ●南城市生活交通確保維持改善計画(案)
	第 4 回	H28.2.4 (木) 14:00~16:00	●平成 28 年度「おでかけなんじい」の運行計画について ●生活交通確保維持改善計画について

～ 参考：生活交通確保維持改善計画について ～

- 生活交通確保維持改善計画とは、地域生活交通のニーズを踏まえ、地域の実情に合った移動手段の導入等の取組についての計画を指します。
- 生活交通確保維持改善計画には、地域公共交通（「おでかけなんじい」）の目的・必要性、定量的な目標・効果、運行系統の概要、費用の総額等を記載しています。

生活交通確保維持改善計画とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化より制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第2条一）

生活交通確保維持改善計画への記載事項

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業による運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
- 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第17条）

2.2 今年度の地域公共交通会議の位置づけと検討内容

- 南城市では今後、南部東道路の供用、新庁舎の整備、公共駐車場の整備等が予定されており、交通流動が大きく変化することから、南城市の公共交通体系の抜本的な見直しを図るため「南城市地域公共交通網形成計画」を策定します。

業務実施の方針

南城市におけるこれまでの取組み

- 南城市は、平成24年度に「デマンド運行実施計画(案)」が策定、平成25年度より、ドア to ドアデマンド交通の本格運行に向けた実証運行が無償で実施開始され、平成26年度には無償、有償の実験が、平成27年度も引き続き有償での実験が行われた。
- また、平成27年度には、平成28年4月からの本格運行への移行に向け、生活交通確保維持改善計画を策定された。
- なお、南城市は、市内巡回バス等の運営に年間約1,800万円、路線バスの補助に約1,000万円を支出しており、デマンド交通には年間約4,500万円の支出、約3,800万円の負担(欠損額)が生じている。

地域公共交通に関する国の動き

地域公共交通に関する国の制度がめまぐるしく変化

- H19:「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」施行
- H20:「地域公共交通活性化・再生総合事業」創設
- H22:「地域公共交通活性化・再生総合事業」廃止
- H23:「地域公共交通確保維持改善事業」創設
- H25:「交通政策基本法」制定
- H26:「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」
一部改訂
「地域公共交通網形成計画」創設
「地域公共交通再編実施計画」創設

南城市のまちづくりの動向

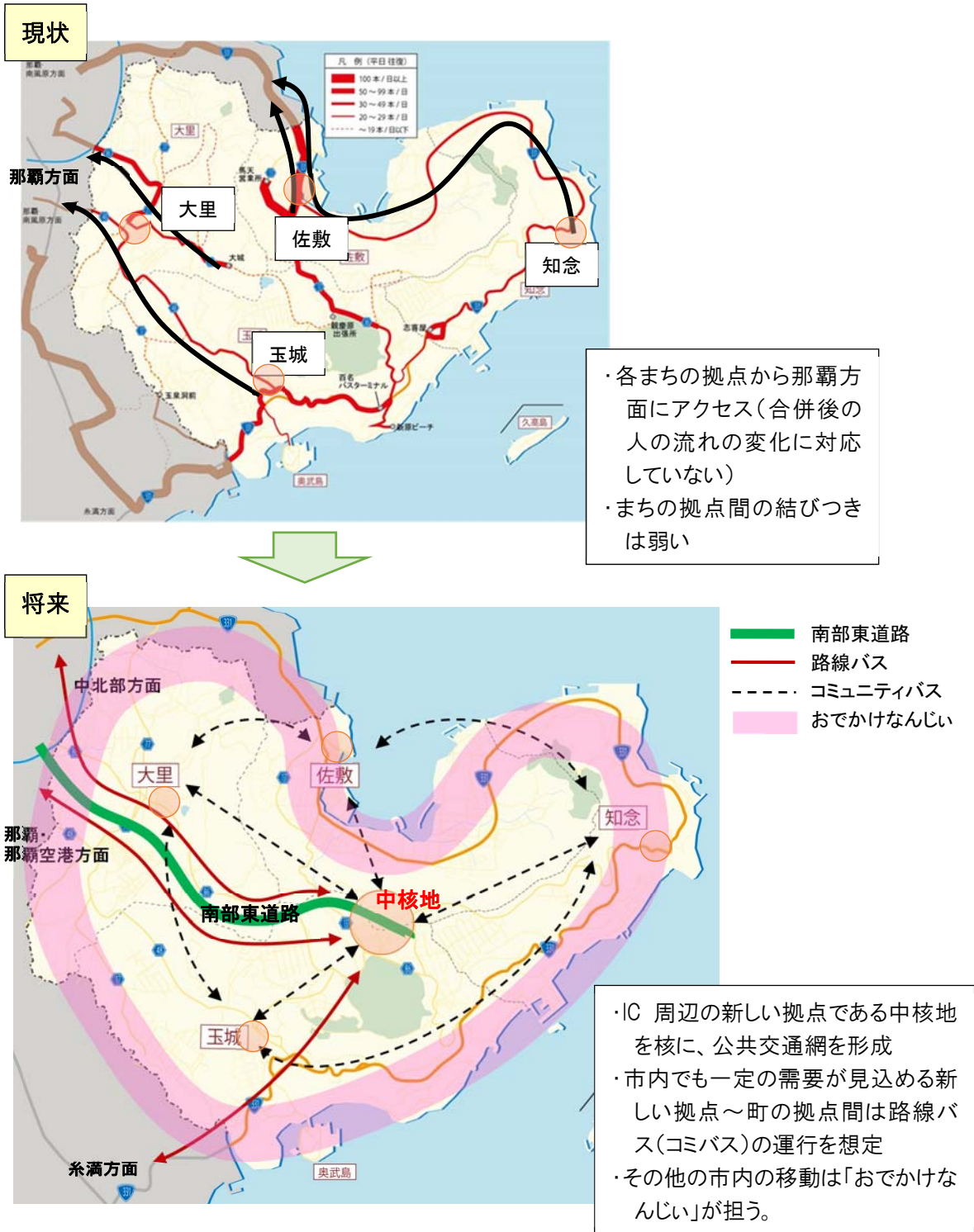
- 平成18年1月1日に4町村の合併により南城市が誕生
- 那覇空港自動車道や那覇市内へアクセスする地域高規格道路「南部東道路」が整備中
- 「南部東道路」の整備に合わせて、市の中心地に位置するIC付近に約2,000台の公共駐車場、市役所新庁舎、その他公共施設を建設予定
- 今後、地理的条件や交通条件等の優位性を土台にその一帯を中核地(先導的都市拠点)として整備

地域公共交通に関する制度の変化や、南城市のまちづくりの動向に合わせた対応が必要

現状では、以下のような課題が想定され、解決策として南城市の公共交通のあり方を示す**網形成計画の策定**が必要

- 既存の公共交通ネットワークは、那覇バスターミナル中心であり、合併後の人の流れに合わせて再編
- 整備が進められている南部東道路を軸とした公共交通網の見直し
- 新たな拠点である中核地を核とした公共交通ネットワークの大幅な見直し

== 公共交通網再編のイメージ ==



- これまでは、「おでかけなんじい」のみを対象に議論を進めてきましたが、今年度からは南城市内のすべての公共交通機関が議論の対象となります。
- 法定協議会における構成員の区分と委員は下表に示すとおりですが、委員は昨年度と同じです。
- なお、「おでかけなんじい」については、昨年度策定した「南城市生活交通確保維持改善計画」にしたがって継続的な改善を図るとともに、本会議で設定する基準にしたがい、適宜、運行計画の見直しを行います。

表 2.平成 28 年度の南城市地域公共交通会議の委員

構成員の区分	所属	役職等
市町村	南城市	副市長
学識者	琉球大学工学部	准教授
関係する公共交通管理者等	運輸部企画室	室長
	運輸部陸上交通課	課長
	沖縄県企画部交通政策課	課長
関係する道路管理者	南部国道事務所	副所長
	南部土木事務所	技術総括
市町村が必要と認める者	与那原警察署交通課	課長
関係する公共交通事業者等	一般社団法人沖縄県バス協会	専務理事
	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	事務局長
	私鉄沖縄県労働組合連合会	執行委員長
	沖縄バス株式会社運輸部業務課	係長
	株式会社琉球バス交通業務課	次長
	東陽バス株式会社	常務取締役
	合名会社山一交通	代表者
地域公共交通の利用者	南城市老人クラブ連合会	副会長
	南城市民生委員児童委員連絡協議会	副会長
	南城市区長会	会長
	南城市商工会	副会長
	南城市観光協会	副会長